

離職・再チャレンジ支援助成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める離職・再チャレンジ支援助成事業を実施するに当たり、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この事業は、障害者が何らかの形で離職の危機を迎えている場合は、その把握が難しく、離職した場合に意欲を失って再度就労する意欲をなくしている状態の者が多く、働ける可能性を奪っているケースが少なくないことから、意欲をなくす前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも、再度、一般就労への移行を支援することにより、障害者の離職の回避及び離職後の再就職の促進を図ることを目的とする。

第3 事業内容等

(1) 補助対象事業者が、離職の危機を迎えている者に対して、状況を確認し、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた支援を行い、また、やむを得ず離職した者への就労、訓練機会の提供等に係る支援を本人、家族、企業等に対して実施した場合に必要な経費について助成する。ただし、事業実施に当たっては、次に掲げる要件を踏まえて支援を行うこととする。

- ① 支援に当たっては、本人と企業との調整の上、円滑な職場定着又はそれに関連する支援を実施
- ② やむを得ず離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた調整を企業、本人等の間で実施
- ③ 離職の際、障害者就業・生活支援センター及びハローワーク等との連携を実施
- ④ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施

(2) 助成対象事業者

就労移行支援事業者、就労継続支援事業者（A型及びB型）及び旧法授産施設

(3) その他

- ① 離職の危機の判断基準は、本人、家族、企業等の関係者から、離職に係る何らかの連絡又は相談があり、何らかの介入がなければ離職の危機又は離職が回避できない場合であることとする。
- ② 支援対象となる障害者は、以前に当該就労移行支援事業所等を利用した者のみならず、離職の危機にある者を幅広く対象とする。
- ③ 1回の支援とは、離職の危機を確認し、復職までの支援等を実施又は離職後の

就労若しくは訓練機会の提供までとする。

④ 1回の支援が複数年度に及ぶ場合の補助対象年度は、支援開始年度とする。

第4 助成額の算定方法

この助成金の交付額は1人1回につき40,000円とし、対象事業者に対して交付する。

第5 申請書の様式

本事業の交付申請は、要綱第4条に規定する様式によるものとし、離職・再チャレンジ支援助成事業計画書（別記様式第1号）を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第6 実績報告

要綱第5条に規定する報告は、要綱第5条に規定する様式によるものとし、離職・再チャレンジ支援助成事業実績報告書（別記第2号様式）を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月11日から施行し、平成22年度分の助成金から適用する。

離職・再チャレンジ支援助成事業 事業計画書

事業所名	
担当者名	
TEL	

離職・再チャレンジ支援助成事業利用想定者数 (A) = (B) + (C)			助成金所要額
	うち、離職の危機を迎えている者 (B)	うち、やむを得ず離職した者 (C)	利用想定者数 (A) × 40,000円
人	人	人	円

* 事業申請する事業所毎に一葉とすること。

離職・再チャレンジ支援助成事業 事業実績報告書

事業所名	
担当者名	
TEL	

番号	支援対象者氏名	就労先 企業名等 * 1	支援期間 * 2	支援 対象 区分 * 3	支援 内容 区分 * 4	支援 結果 * 5
1			平成 年 月 日～ 平成 年 月 日			
2			平成 年 月 日～ 平成 年 月 日			
3			平成 年 月 日～ 平成 年 月 日			
4			平成 年 月 日～ 平成 年 月 日			
5			平成 年 月 日～ 平成 年 月 日			

* 1 就労先企業名は、上段に当該支援を行う直近の就労先を、下段に当該支援を行った後に就労することとなった就労先を記入すること。

* 2 支援期間は、「離職の危機」が判明した日から、離職の危機を脱した期間又は離職した後の就労、訓練の機会提供までの期間とする。

(平成23年4月1日以降も継続して支援を行う場合は、終了日を平成23年3月31日とすること)

* 3 支援対象区分は、下記のいずれかを記入すること。

ア 離職の危機を迎えている者への対応

(状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に向けた支援を実施)

イ やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供

* 4 支援内容区分は、下記のうち該当するものをすべて記入すること。

ア 本人と企業との調整の上、円滑な職場定着あるいはそれに関連する支援を実施

イ やむを得ず離職する場合でも、離職前に一定期間、企業内での環境改善や本人の復職に向けた調整を企業・本人等の間で実施

ウ 離職の際、障害者就業・生活センター及びハローワーク等と連携

エ 本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施

* 5 支援結果は、下記のいずれかを記入すること。

ア 離職の危機にあった者が就労を継続した。

イ 離職していた者が再就職した。

ウ 離職の危機にある者又は離職している者への支援を継続中

エ 離職後、就労継続支援A型や就労移行支援事業所へ入所した。

オ その他

【注】 支援対象者毎に、支援に関する記録等(月日、参加者、支援内容などが記載されているもの)の写しを添付すること。